

低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作)

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号により、低圧電気取扱の業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならないことが義務付けられています。

この講習は、100V、200Vの配線等での感電の危険がある作業に必要な教育であり、電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の資格とは別にこの資格が必要となります。

当協会では、事業者に代わって下記により低圧電気取扱業務に係る特別教育を実施いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

《特別教育を必要とする低圧電気取扱業務とは》

低圧(直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。

- 日時 令和3年7月8日(木) 8:20~17:40 (受付 8:00 リンクセッション 8:20)
※集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
- 会場 気仙教育会館(大船渡市盛町字東町14-2) ◎駐車場あり *玄関前には駐車しないでください。
(複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせをお願いいたします。)
- 受講料 【会員】 9,570円(消費税10%込)(受講料8,800円 テキスト代770円)
【非会員】 10,670円(消費税10%込)(受講料9,900円 テキスト代770円)
- 定員 20名
- 申込締切日 6月24日(木)ただし定員になり次第締め切らせていただきます。
締切日までに受講料のお支払いがない場合は、申込みが取消しされることがありますので
ご注意ください。
※申込者数が少ないときは開催を中止することもありますのでご了承ください。
- 申込の方法 裏面の「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて下記までお申込みください。(FAX可)
※銀行振込の場合は申込締切日までに下記口座へお振込みください。

(公財)岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階

岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

- キャンセルの取扱 7月1日(木)以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。
- カリキュラム

時間	講習科目
8:20~8:30	リンクセッション
8:30~9:30	低圧の電気に関する基礎知識(1H)
9:35~11:40	低圧の電気設備に関する基礎知識(2H)
11:40~13:30	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1H)
13:30~15:35	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2H)
15:40~16:40	関係法令(1H)
16:40~17:40	[実技]開閉器の操作の業務(1H)
(休憩 9:30~9:35、10:35~10:40、昼食 12:00~12:50、休憩 14:30~14:35、15:35~15:40)	

- その他
 - 受講票は講習日1週間前に郵送いたします。3日前まで届かないときは当支部へご連絡ください。
 - 所定の時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「受講修了者証明書」を交付いたします。
 - 筆記用具、保護手袋、昼食をご準備ください。
 - 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作) 受講申込書

講習日 令和3年7月8日(木)

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒	TEL() () ()				

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒	TEL() () ()		
			FAX() () ()		
	事業所名 代表者名			担当者名	
				内線()	
※該当箇所にお印を お付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入ください。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに担当者名をご記入ください。

※申込書に記入された個人情報に係る事項は本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。